

県報

平成16年 3 月31日 (水) 号外 第 65 号

(毎週火・金曜日発行)

http://www.pref.shimane.jp/

目 次

規則

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

(地方労働委員会)

公布された条例等のあらまし

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則(規則第46号)

- 1 規則の概要
- (1) 事務局次長の職を廃止することとした。(第4条・第8条関係)
- (2) その他規定の整理
- 2 施行期日

平成16年4月1日から施行することとした。

規	則

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第46号

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

島根県地方労働委員会事務局の組織及び運営に関する規則 (昭和59年島根県規則第6号) の一部を次のように改正する。 第4条第1項中「、事務局次長、課長、課長補佐、主任、調査員、主任主事及び主事」を「及び課長」に改め、同条第 2項中「又は主幹」を「、副主査、主幹、主任、調査員、主任主事及び主事」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第4条第6項を次のように改める。

6 副主査及び主幹は、上司の命を受け、特定の事務を処理する。

第4条中第7項及び第8項を削り、第9項を第7項とする。

第8条第1項中「事務局次長」を「課長」に改め、同条中第2項及び第3項を削り、同条第4項中「前3項」を「前項」 に改め、同項を同条第2項とする。

第9条中「、島根県公印規程 (平成元年島根県訓令第4号) 及び島根県公文書管理規程の施行運用に係る文書管理の特例に関する規程 (平成15年島根県訓令第28号)」を「及び島根県公印規程 (平成元年島根県訓令第4号)」に改める。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第9条の改正規定は、公布の日から施行する。

(2)	号外第 65 号	島	根	県	報	平成16年3月31日

平成16年3月31日 印刷 平成16年3月31日 発行 発行者 島 根 県 発行所 松 江 市 殿 町 島 根 県 庁 印 刷 松江市学園南 松陽印刷所